# **遠隔教育等におけるＩＣＴ機器貸出しに係る管理規定**

福島県立会津支援学校竹田校

１　趣旨

　　会津支援学校竹田校（以下：竹田校）では、センター的機能の発揮、向上と会津地域の病弱教育の推進を図ることを目的として、遠隔教育等を行う学校に対しICT機器の貸出しを行っています。

２　内容

入院又は在宅療養の児童生徒等が在籍する小・中学校、高等学校が、学校と病院又は自宅、地域の施設とをつないで遠隔教育を実施する際やその他の学習場面においてICT機器を活用する際に必要となるICT機器の貸出し及び接続を行います。

（１）機器の貸出し

（２）配信側（学校等）における機器の接続

（３）受診側（病室等）の接続

３　貸出し開始から終了までの手続き

（１）別紙「遠隔授業等における機器借用について（依頼）」（以下：借用書）に必要事項を記入し、FAX又はメール（aizu-sh-takeda@fcs.ed.jp）、郵送にて竹田校に送付してください。

（２）決裁後、竹田校から貸出し承諾と引き渡し日時確認の連絡を差し上げます。

（３）機器引き渡しの際、借用書の写しをお渡しいたします。返却時まで保管してください。

（４）借用期間終了後、速やかにご返却ください（借用を継続する場合も１度ご返却ください）。その際、借用書の写しをご提出ください。返却済みの処理をしてお返しします。

４　利用規約

この利用規約（以下：本規約）は、竹田校が遠隔教育等におけるICT機器の利用条件を定めるものです。借用される皆さま（以下：利用者）には、本規約に従って、ご利用いただきます。

（１）利用方法及び期間等

　　・「３　貸出し開始から終了までの手続き」に則って借用すること。

　　・安全上の観点から機器の受け渡し、返却は原則として当事者間で直接行うこと。

　　・１回の貸出し期間は最大３ヵ月までとする。

　　・３ヵ月を超えて継続して借用したい場合は、その都度借用書を提出すること。

（２）遵守事項

・借用した物品は、充分に注意を払って使用及び管理し、返却日を遵守すること。

・万が一、破損・紛失・窃盗等によって返却できない事態が生じた場合、借用した物と同種、

　　　同等、同量の物を返却すること。

　　・借用した物品は目的に沿って使用し、転貸するなどしないこと。

（３）利用規約の変更

　　　　竹田校が必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、利用を開始した場合には、当該利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

５　その他

（１）ICT機器の数には限りがありますので、状況に応じて貸出し台数や機種等について事前にご相談させていただく場合がございます。ご承知おきください。

（２）本取り組みは竹田校のセンター的役割の向上を目的の１つとしているため、ICT機器活用の実際（授業や児童生徒の様子）について簡単な聞き取りを行っております。ご協力よろしくお願いいたします。